

令和 5 年度

定期監査報告書

小国町監査委員

目 次

第 1	監査の期間	1
第 2	監査の対象及び監査実施日	1
第 3	監査の範囲	1
第 4	監査執行者	1
第 5	監査の方法	2
第 6	監査の結果	2
1	全体及び会計区分ごとの意見	2
2	所管課（局）ごとの意見	2
2-1	総務課	3
2-2	政策課	5
2-3	情報課	6
2-4	産業課	8
2-5	建設課	10
2-6	税務会計課	12
2-7	町民課	14
2-8	教育委員会事務局	18
2-9	選挙管理委員会事務局	20
2-10	農業委員会事務局	20
2-11	監査委員事務局	21
2-12	議会事務局	22
〔表 1〕	一般会計・特別会計 歳入予算の執行状況	24
〔表 2〕	一般会計・特別会計 歳出予算の執行状況	27
〔表 3〕	企業会計 歳入予算の執行状況	29
〔表 4〕	企業会計 歳出予算の執行状況	29
〔表 5〕	一般会計 主な収入未済額	30
〔表 6〕	特別会計 主な収入未済額	32
〔表 7〕	企業会計（水道事業会計） 水道使用料収入状況	32

（注意事項）

- 文中及び各表中の比率は、原則として小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位まで表示した。このため、計数が一致しない場合がある。また、例外的に 99.95%～99.99%の場合は、99.9%としてある。
- 「0.0」は、該当数値はあるが単位未満のものであり、「－」は、該当数値がないものである。
- 文中及び各表中の負数又は減数は「△」で表示した。
- 表中に用いる P とは、ポイントでパーセンテージ間又は指数間の単純差引数値である。

(関係条文)

地方自治法第 199 条第 1 項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

地方自治法第 199 条第 4 項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。

地方自治法第 199 条第 9 項

監査委員は、第 98 条第 2 項の請求若しくは第 6 項の要求に係る事項についての監査又は第 1 項、第 2 項若しくは第 7 項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

地方自治法第 199 条第 14 項

監査委員から第 75 条第 3 項の規定又は第 9 項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた普通地方公共団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置（次項に規定する措置を除く。以下この項において同じ。）を講じたときは、当該措置の内容を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

令和５年度 定期監査報告書

第１ 監査の期間 令和５年１１月７日から令和５年１１月２０日まで

第２ 監査の対象及び監査実施日

実施日	監査の対象
令和５年１１月 ７日	政策課・税務会計課・議会事務局・監査委員事務局・情報課
令和５年１１月 ８日	産業課・農業委員会事務局
令和５年１１月１０日	教育委員会事務局
令和５年１１月１３日	町民課（住民部門・保育園）・ 建設課（特別会計・水道事業会計を含む）
令和５年１１月１４日	町民課（福祉部門・特別会計を含む）
令和５年１１月１５日	建設課（現場視察）
令和５年１１月２０日	総務課・選挙管理委員会

第３ 監査の範囲

令和５年４月１日から令和５年９月３０日までに執行された財務に関する事務の執行及び行政に関する事務の執行

第４ 監査執行者

監査委員 古賀 尚年
監査委員 久野 達也

第5 監査の方法

この監査にあたっては、小国町監査基準に基づき、令和5年9月末現在における町の財政及び行政に関する事務の執行状況並びに経営に係る事業の管理が、計画的に適正かつ合理的、効率的に行われているか、また、予算の執行状況、物品の出納、保管の状況、財産の維持管理の状況並びに工事の執行状況等、各課等から提出された監査資料をもとに、証憑突合等関係諸帳簿の審査及び現況調査し、必要に応じて関係職員から説明を受けながら実施した。

第6 監査の結果

監査の対象とした各課等の所管する財政及び行政に関する事務の執行は、法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、その他軽微な事項については、口頭で指導したので記述は省略する。

1. 全体意見

おおむね適正に執行されていたため、特に指摘事項はない。

会計区分ごとの意見

(1) 一般会計

おおむね適正に執行されていたため、特に指摘事項はない。

(2) 国民健康保険特別会計

特に指摘事項はない。

(3) 介護保険特別会計

特に指摘事項はない。

(4) 後期高齢者医療特別会計

特に指摘事項はない。

(5) 簡易水道特別会計

特に指摘事項はない。

(6) 農業集落排水事業特別会計

特に指摘事項はない。

(7) 企業会計 水道事業会計

特に指摘事項はない。

2. 所管課（局）ごとの意見

2-1 総務課

(1) 事務分掌

ア 総務係

1. 公印の管理に関すること。
2. 秘書用務に関すること。
3. 職員の任免、賞罰、身分、服務、給与及び福利に関すること。
4. 議会に関すること。
5. 町の組織及び機構に関すること。
6. 条例、規則等の審査及び公告式に関すること。
7. 情報の公開及び個人情報の取扱いに関すること。
8. 職員の人事評価に関すること。
9. 職員の研修に関すること。
10. 臨時又は会計年度任用職員に関すること。
11. 社会保障・税番号制度に関すること。
12. 行政不服審査に関すること。
13. 公務員制度改革に関すること。
14. 栄典及び表彰に関すること。
15. 選挙管理委員会事務に関すること。
16. 防災及び消防に関すること。
17. 国民保護及び危機管理に関すること。
18. 防犯に関すること。
19. 入札契約業務に関すること。
20. 指名審査事務に関すること。
21. 統計事務に関すること。
22. 交通安全に関すること。
23. 公の施設管理者指定審査会に関すること。
24. 固定資産評価審査会に関すること。
25. 庁舎の電算に関すること。
26. 文書の収受及び整理保存に関すること。
27. 市町村合併及び道州制に関すること。
28. 行政部長及び組長に関すること。
29. 自衛官募集に関すること。
30. 公用車の管理に関すること。
31. 宿日直に関すること。
32. 電話交換業務に関すること。
33. その他総務課所管の懸案事項に関すること。
34. 他の課に属さない事項の調整に関すること。

イ 財政係

1. 予算の編成及び執行の調整その他財政運営に関すること。

2. 財政計画に関すること。
3. 財政改革の立案及び調整に関すること。
4. 地方交付税、譲与税等に関すること。
5. 町債及び一時借入金に関すること。
6. 過疎・辺地総合整備計画に関すること。
7. 行政改革の立案及び調整に関すること。
8. 行政評価（施策・事務事業評価）に関すること。
9. 公会計制度に関すること。
10. 基金に関すること。

ウ 管財係

1. 町有財産に関すること。
2. 遊休財産（町有財産）の処分に關すること。
3. 庁舎の管理に関すること。
4. 町有地、公園及び公衆便所の管理並びに附帯施設等の管理に関すること。
5. 法定外公共物の管理に関すること。
6. 未登記地の整理に関すること。
7. 地縁団体に関すること。
8. 市町村域の町・字界に関すること。
9. 小国町・南小国町共有財産協議会に関すること。

(2) 職員の配置状況 （令和5年10月1日現在）

（単位：人）

補職名 所 属	課長	課長補佐	係長	参事	主査	主事	電話交換手	計
総務課	1	1	3	3	1	2	1	12

係長（1名） 阿蘇地域振興デザインセンターへ出向

主査（1名） 熊本県後期高齢者医療広域連合へ出向

主査（1名） 熊本県（熊本県福岡事務所）へ出向

主事（1名） 熊本県（阿蘇地域振興局）へ出向

主事（1名） 国土交通省九州地方整備局へ出向

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2・5のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2-2 政策課

(1) 事務分掌

ア まちづくり係

1. まちづくり条例に関すること。
2. ふるさと納税に関すること。
3. 国際交流の調整に関すること。
4. 移住・定住促進に関すること。
5. 地域おこし協力隊に関すること。
6. 社会保障・税番号制度に関すること。
7. 土地利用計画に関すること。
8. 町民プランニング及びコミュニティ活動に関すること。
9. 地域公共交通に関すること。
10. 企業立地に関すること。

イ S D G s 推進係

1. S D G s 未来都市に関すること。
2. 地域循環共生圏に関すること。
3. 重要政策の企画及び総合調整に関すること。
4. 総合計画の策定に関すること。
5. 地方創生に関すること。
6. 施策における各課との連絡調整に関すること。
7. S D G s の理解促進及び啓発に関すること。
8. 新産業の調査及び研究に関すること。
9. エネルギー（再生可能エネルギー含む。）に関すること。

(2) 職員の配置状況（令和5年10月1日現在）

（単位：人）

補職名 所 属	課 長	課 長 補 佐	係 長	主 査	主 事	計
政策課	1	1	1	1	1	5

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2-3 情報課

(1) 事務分掌

ア 商工観光係

1. 商工観光の振興に関すること。
2. ツーリズムに関すること。
3. 商工観光関係団体（第三セクターを含む。）に関すること。
4. 観光施設（ゆうステーション・学びやの里・総合交流促進センター・杖立多目的ホール・鍋ヶ滝・下城滝周辺など）の維持管理及び整備に関すること。
5. 小国町体験教育に関すること。
6. 阿蘇地域振興デザインセンターに関すること。
7. 特産品の振興に関すること。
8. 鉱業に関すること。
9. 度量衡に関すること。
10. 労働雇用対策に関すること。
11. ジオパークに関すること。
12. 水産業に関すること。

イ 情報係

1. 小国町光ファイバーネットワーク施設の管理・運営に関すること。
2. コミュニティFMに関すること。
3. 小国チャンネルに関すること。
4. FM告知放送に関すること。
5. 地域情報化施策に関すること。
6. 情報通信格差是正に関すること。
7. 広報及びホームページに関すること。

ウ 柴三郎PJT係

1. 北里柴三郎博士顕彰事業に関すること。
2. 北里柴三郎プロジェクトの推進に関すること。
3. 学びやの里との連携に関すること。

(2) 職員の配置状況 （令和5年10月1日現在）

（単位：人）

補職名 所 属	課長	課長補佐	係長	主査	主事	計
情報課	1	1	3	1	2	8

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表 1・2・5のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2－4 産業課

(1) 事務分掌

ア 農政係

1. 園芸作物等の振興に関すること。
2. 畜産の振興に関すること。
3. 水田営農活性化に関すること。
4. 経営構造対策事業に関すること。
5. 山村振興事業に関すること。
6. 日本型直接支払制度に関すること。
7. 病害虫の防除及び家畜伝染病に関すること。
8. 農業関係団体の育成に関すること。
9. 農産物等加工試作施設（手づくりの館）及び農産物等加工施設（悠工房）の運営及び管理に関すること。
10. 循環型農業の管理に関すること。

イ 林政係

1. 林業の振興に関すること。
2. 森林計画、森林整備及び森林保全に関すること。
3. 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく事務処理に関すること。
4. 林業担い手に関すること。
5. 林業成長産業化総合対策に関すること。
6. カーボンオフセットに関すること。
7. 特用林産物の振興に関すること。
8. 緑化推進に関すること。
9. 鳥獣保護、狩猟及び有害鳥獣駆除に関すること。
10. 森林災害及び森林病害虫に関すること。
11. 火入れ許可に関すること。
12. 自然公園に関すること。
13. 林業関係団体の育成に関すること。

ウ 農業委員会係

1. 農業委員会事務に関すること。
2. 農業経営基盤強化に関すること。
3. 農業振興地域整備計画に関すること。
4. 担い手育成対策に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	課 長	課長補佐	係 長	主 査	主 事	計
産業課	1	1	1	2	2	7

係長（1名）熊本県から派遣

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2－5 建設課

(1) 事務分掌

ア 公共建設係

1. 公営住宅の維持管理に関すること。
2. 住宅使用料の徴収及び滞納処理に関すること。
3. 道路、橋りょう及び河川に関すること。
4. 道路の維持管理に関すること。
5. 公共土木に関すること。
6. 公共土木災害に関すること。
7. 砂防及び水防に関すること。
8. 道路沿線美化に関すること。
9. 町の施設の営繕に関すること。
10. 特定中山間保全整備事業に関すること。
11. 社会保障・税番号制度に関すること。

イ 農業土木係

1. 土地改良及び農林土木に関すること。
2. 農業土木災害に関すること。
3. 農村総合整備事業に関すること。
4. 農地・水・環境保全向上対策事業に関すること。
5. 林業土木に関すること。
6. 林業土木災害に関すること。
7. 治山事業に関すること。

ウ 上下水道係

1. 上水道、簡易水道その他の水道の建設及び改良に関すること。
2. 水道施設の維持管理に関すること。
3. 下水道の建設及び改良に関すること。
4. 下水道施設の維持管理に関すること。
5. 下水道事業計画に関すること。
6. 上下水道使用料の徴収及び滞納処理に関すること。
7. 公営企業の会計事務に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	課 長	審 議 員	係 長	主 事	計
建設課	1	1	3	4	9

主幹（1名） 福岡市役所から派遣

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1～7のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

〔簡易水道特別会計〕

特に指摘事項はない。

〔農業集落排水事業特別会計〕

特に指摘事項はない。

〔企業会計 水道事業会計〕

特に指摘事項はない。

2－6 税務会計課

(1) 事務分掌

ア 税務係

1. 町民税の賦課に関すること。
2. 固定資産税の賦課に関すること。
3. 軽自動車税の賦課に関すること。
4. その他町税の賦課に関すること。
5. 国民健康保険税の賦課に関すること。
6. 町税に係る証明等に関すること。
7. 税務相談に関すること。
8. 原動機付自転車等の標識に関すること。
9. 土地台帳及び字図の調整及び保管に関すること。
10. 社会保障・税番号制度に関すること。

イ 徴収係

1. 町税、国民健康保険税及び公課（以下この号において「税等」という。）の滞納処分業務に関すること。
2. 税等の滞納者が、上下水道使用料、住宅使用料、保育料及び給食費等（以下この号において「各種使用料」という。）を滞納している場合における交渉に関すること。
3. 税等及び各種使用料等の滞納処理・対策に関して担当各課（局、園）との連絡調整に関すること。

ウ 地籍係

1. 地籍調査の管理に関すること。
2. 地籍調査事業の計画及び推進に関すること。

エ 会計管理室

1. 現金（証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関すること。
2. 小切手の振出しに関すること。
3. 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。
4. 物品（基金に属する動産を含む。）の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関すること。
5. 現金及び財産の記録管理に関すること。
6. 支出負担行為の確認に関すること。
7. 決算の調製に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	課 長	課長補佐 (室長)	係 長	主 査	主 事	計
税務会計課	1	2 (1)	4	2	4	13

※ () 内は、課付で内数

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2・5・6のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2-7 町民課

(1) 事務分掌

ア 住民係

1. 戸籍に関すること。
2. 住民基本台帳に関すること。
3. 外国人住民の住民登録に関すること。
4. 公的個人認証に関すること。
5. 印鑑の登録及び証明に関すること。
6. 身分証明その他の証明に関すること。
7. 人口動態に関すること。
8. 埋火葬及び改葬に関すること。
9. 金婚・ダイヤモンド婚等の表彰に関すること。
10. 社会保障・税番号制度に関すること。
11. マイナンバーカードの普及促進に関すること。

イ 支援係

1. 住民相談に関すること。
2. 消費者行政に関すること。
3. 環境及び公衆衛生に関すること。
4. 公害（他の課に属するものを除く。）に関すること。
5. 水質保全に関すること。
6. 阿蘇広域行政事務組合処理に関すること。
7. 狂犬病予防に関すること。
8. 有害獣（猿・蜂等）の防除支援に関すること。
9. 献血の推進に関すること。
10. 結婚推進対策に関すること。
11. 旅券発給申請事務に関すること。
12. 自動車臨時運行許可に関すること。
13. 保護司及び更生保護に関すること。
14. DV（家庭内暴力）に関すること。
15. 浄化槽整備推進施設事業に関すること。

ウ 隣保館

1. 隣保館及び児童館の運営及び管理に関すること。
2. 人権啓発及び人権対策に関すること。
3. 人権擁護及び相談（行政相談を含む）に関すること。
4. 小集落改善住宅に関すること。
5. 倉原集会所の運営及び管理に関すること。
6. 男女共同参画に関すること。

エ 福祉係

1. 生活保護に関すること。
2. 身体障害者（児）に関すること。
3. 知的障害者（児）に関すること。
4. 精神障害者（児）に関すること。
5. 高齢者福祉に関すること。
6. 重度心身障害者医療費助成に関すること。
7. 国民年金に関すること。
8. 民生委員、児童委員に関すること。
9. 災害救助に関すること。
10. 恩給援護に関すること。
11. 行旅病人に関すること。
12. 福祉センター（悠ゆう館）の運営及び管理に関すること。
13. 社会保障・税番号制度に関すること。
14. その他社会福祉全般に関すること。

オ 子ども未来係

1. 施設型給付に関すること。
2. 施設等利用給付に関すること。
3. 子ども子育て支援事業に関すること。
4. 子ども医療費助成に関すること。
5. 児童手当の支給に関すること。
6. 児童扶養手当に関すること。
7. 児童虐待に関すること。
8. 遊具公園の管理に関すること。
9. ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
10. 社会保障・税番号制度に関すること。
11. 母子福祉等に関すること。
12. その他児童福祉に関すること。

カ 健康支援係

1. 国民健康保険事業に関すること。
2. 後期高齢者（老人）医療に関すること。
3. 各種検診に関すること。
4. 特定保健指導に関すること。
5. 各種予防接種に関すること。
6. 母子保健に関すること。
7. 歯科保健に関すること。
8. 健康づくりに関すること。
9. 救急医療に関すること。
10. 精神保健事業に関すること。

11. 社会保障・税番号制度に関すること。
12. その他健康支援に関すること。

キ 介護保険係

1. 介護保険事業に関すること。
2. 介護保険料の賦課、徴収及び滞納処理に関すること。
3. 高齢者福祉・介護保険事業計画に関すること。
4. 地域包括支援センターとの連携・調整に関すること。

ク 地域包括支援センター（地域包括支援係）

1. 地域包括支援センター（地域包括支援係）の運営及び管理に関すること。
2. 介護保険（地域支援事業）に関すること。

ケ 保育総務係

1. 保育所の施設管理及び運営に関すること。
2. 保育料の賦課徴収及び滞納処理に関すること。
3. 社会保障・税番号制度に関すること。
4. 保育所の庶務に関すること。

コ 宮原保育園、北里保育園、下城保育園及び蓬萊保育園

1. 保育業務及びこれに付随する事務に関すること。

サ 子育て支援係

1. 子育て支援拠点業務に関すること。

(2) 職員の配置状況 （令和5年10月1日現在）

（単位：人）

補職名 所 属	課長	審議員	課長補佐 (隣保館長)	係長	主査	主事	計
町民課 (住民部門)	1 (福祉部門・ 保育園兼務)	1	1 (1)	1	1	2	7

※（ ）内は、課付で内数

※課長は町民課（住民部門、福祉部門、保育園含む）で1人

（単位：人）

補職名 所 属	課長	課長補佐	係長	主査	主事	保健師	栄養士	社 会 福祉士	計
町民課 (福祉部門)	1 (住民部門・ 保育園兼務)	2	4	1	5	1	1	1	15

※課長はカウントしない

(単位：人)

補職名 所 属	課長	園長 (審議員)	係長 (主任)	主幹保育士 (主幹)	主任保育士 (参事)	主査保育士 (主査)	准看護師	保育士	計
町民課 (保育園)	1 (住民部門・福祉部門兼務)	1	4 (2)	6	8	6	1	1	27

※課長はカウントしない。また、()内は、園付で内数

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2・5のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

〔国民健康保険特別会計〕

特に指摘事項はない。

〔介護保険特別会計〕

特に指摘事項はない。

〔後期高齢者医療特別会計〕

特に指摘事項はない。

2－8 教育委員会事務局

(1) 事務分掌

ア 学校教育係

1. 公印の保管に関すること。
2. 条例規則に関すること。
3. 教育予算に関すること。
4. 小国町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の運営、記録及び保管に関すること。
5. 学校の設置及び管理並びに廃止に関すること。
6. 校舎その他教育機関の用に供する財産の管理に関すること。
7. 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事給与に関すること。
8. 学齢児童並びに生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。
9. 学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
10. 教科書及び教材の取扱いその他学校運営に関すること。
11. 校舎、その他の施設、教具及びその他の設備の整備に関すること。
12. 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
13. 校長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
14. 学校の環境衛生に関すること。
15. 学校給食に関すること。
16. 学校教育の調査及び指定統計に関すること。
17. その他学校教育に関すること。
18. 学校の統廃合に関すること。
19. 小中一貫教育に関すること。
20. 中学校寄宿舎に関すること。
21. 教育評価に関すること。
22. その他教育委員会所管の懸案事項に関すること。

イ 社会教育係

1. 社会教育委員会の会議に関すること。
2. 社会教育団体の指導育成に関すること。
3. 講座の開設、討論会、講習会、講演会等の集会の開催及びそれらの奨励に関すること。
4. 学校施設を利用する社会教育に関すること。
5. 社会教育資料の刊行配布に関すること。
6. ボランティア、社会奉仕及び体験活動に関すること。
7. 社会教育に係る調査及び統計並びに広報に関すること。
8. 青少年育成その他社会教育の振興に関すること。
9. 公民館、図書館の設置、管理及び廃止並びにその運営に関すること。
10. 人権、同和教育等に関すること。

11. 体育施設設備に関すること。
12. スポーツ推進委員に関すること。
13. スポーツ協会の支援、育成に関すること。
14. 青少年スポーツ団体の育成指導等に関すること。
15. 野外活動の普及奨励指導に関すること。
16. 体力テスト、スポーツ教室等の開設等に関すること。
17. 職場スポーツ、レクリエーションの振興に関すること。
18. 体力づくり運動に関すること。
19. 各種競技大会の実施に関すること。
20. 町内スポーツ団体の協調、連絡等に関すること。
21. 小国町奨学金に関すること。
22. その他社会教育に関すること。

ウ 文化振興係

1. 坂本善三美術館の運営及び管理に関すること。
2. 文化財保護及び文化財保護委員に関すること。
3. その他文化・芸術振興に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	事務局長 (課長)	事務局次長 (課長補佐)	係長 (学芸員)	主査	主事	計
教育委員会 事 務 局	1	1	2 (1)	1	2	7

※ () 内は、課付で内数

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2・5のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2－9 選挙管理委員会事務局

(1) 事務分掌

1. 委員会に関する事務

(2) 職員の配置状況 （令和5年10月1日現在）

（単位：人）

補職名 所 属	書記長 （課長）	書記 （課長補佐）	書記 （係長）	計
選挙管理委員 会事務局	1	1	1	3

※3人全てが、総務課を兼務

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2－10 農業委員会事務局

(1) 事務分掌

1. 文書の収発に関すること。
2. 委員会の会議及び議事録に関すること。
3. 予算決算及び経理に関すること。
4. 補助金の交付申請及び実績報告に関すること。
5. 公印の保管に関すること。
6. 委員の報酬及び費用弁償に関すること。
7. 職員の給与に関すること。
8. 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）、農地法（昭和27年法律第229号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、その他法令に属された事項。
9. 農家基本台帳及び耕作台帳の整備及び補正に関すること。
10. 農地等の移動転用統制に関すること。
11. 農地等の利用関係についてのあっせん争議の防止に関すること。
12. 農業者年金に関すること。
13. 自作農維持資金並びに農地取得及び未墾地取得資金に関すること。
14. 農業委員会委員選挙人名簿登載申請に関すること。
15. 各種証明に関すること。
16. 農業及び農民に関する事項についての啓発及び宣伝に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	事務局長 (課長)	係長	主査	計
農業委員会	1	1	1	3

※3人全てが、産業課を兼務

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

2-1-1 監査委員事務局

(1) 事務分掌

1. 委員名簿の作成に関すること。
2. 公印の保管に関すること。
3. 委員の出欠に関すること。
4. 委員の報酬及び費用弁償に関すること。
5. 予算の経理に関すること。
6. 諸規程の制定及び改廃に関すること。
7. 文書の收受、発送及び保管に関すること。
8. 監査委員費の予算要求に関すること。
9. 事務及び事業の監査に関すること。
10. 決算審査及び基金運用審査に関すること。
11. 出納検査に関すること。
12. その他監査の執行に関し必要な事項。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	事務局長 (課長)	書記 (係長)	計
監査委員 事務局	1	1	2

※事務局長と書記は、議会事務局を兼務

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表１・２のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

２－１２ 議会事務局

(1) 事務分掌

ア 庶務に関するもの

1. 公印の保管に関すること。
2. 文書の收受、配布、発送及び保管に関すること。
3. 議員の履歴簿及び役員簿の整備及び保存に関すること。
4. 議員の出欠に関すること。
5. 議員の議員報酬及び費用弁償及びその他諸給与に関すること。
6. 議会費の予算及び決算事務に関すること。
7. 物品の出納及び保管に関すること。
8. 儀式及び交際に関すること。
9. 慶弔に関すること。
10. 議会の公報資料に関すること。
11. 議長会に関すること。
12. 職員の給与に関すること。
13. 職員の任免、服務及び規律身分に関すること。
14. 議員及び職員の福利厚生に関すること。
15. 秘書及び渉外に関すること。
16. その他庶務に関すること。

イ 議事に関するもの

1. 本会議に関すること。
2. 議事日程及び諸報告に関すること。
3. 議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関すること。
4. 会議録その他記録に関すること。
5. 議会の傍聴に関すること。
6. 議場その他委員会室の管理及び取締りに関すること。
7. 委員会に関すること。
8. 全員協議会に関すること。
9. 公聴会に関すること。
10. 議決、決定等の通知及び報告に関すること。
11. その他議事に関すること。

ウ 調査に関するもの

1. 議会関係諸規程の制定及び改廃に関すること。

2. 請願、陳情及び意見書等に関すること。
3. 各種審議に必要な資料の収集に関すること。
4. 事務の調査及び検査に関すること。
5. 統計資料の作成に関すること。
6. 行政に関する調査に関すること。
7. 法令の調査及び研究に関すること。
8. 図書室に関すること。
9. その他調査に関すること。

(2) 職員の配置状況 (令和5年10月1日現在)

(単位：人)

補職名 所 属	事務局長 (課長)	係長 (書記)	計
議会事務局	1	1	2

※事務局長と係長は、監査委員事務局を兼務

(3) 予算の執行

予算の執行状況については、表1・2のとおりである。

(4) 監査の結果・意見

特に指摘事項はない。

〔表1〕

一般会計・特別会計 歳入予算の執行状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	調定額		収入済額			収入未済額	
			金額(B)	B/A	金額(C)	C/A	C/B	B-C	
一般会計	01 町税	617,900,000	669,983,146	108.4%	381,997,966	61.8%	57.0%	287,985,180	
	02 地方譲与税	105,441,000	41,835,000	39.7%	20,993,000	19.9%	50.2%	20,842,000	
	03 利子割交付金	500,000	61,000	12.2%	61,000	12.2%	100.0%	0	
	04 配当割交付金	1,000,000	370,000	37.0%	370,000	37.0%	100.0%	0	
	05 株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	06 法人事業税交付金	1,500,000	4,500,000	300.0%	4,500,000	300.0%	100.0%	0	
	07 地方消費税交付金	138,000,000	90,767,000	65.8%	90,767,000	65.8%	100.0%	0	
	08 環境性能割交付金	5,000,000	2,554,121	51.1%	2,554,121	51.1%	100.0%	0	
	09 地方特例交付金	1,500,000	1,957,000	130.5%	1,957,000	130.5%	100.0%	0	
	10 地方交付税	2,555,000,000	1,860,108,000	72.8%	1,860,108,000	72.8%	100.0%	0	
	11 交通安全対策特別交付金	800,000	320,000	40.0%	320,000	40.0%	100.0%	0	
	12 分担金及び負担金	30,721,000	11,351,577	37.0%	10,105,576	32.9%	89.0%	1,246,001	
	13 使用料及び手数料	148,836,000	122,617,137	82.4%	76,141,692	51.2%	62.1%	46,475,445	
	14 国庫支出金	1,920,325,000	495,910,131	25.8%	217,168,489	11.3%	43.8%	278,741,642	
	15 県支出金	591,464,000	140,881,387	23.8%	31,471,028	5.3%	22.3%	109,410,359	
	16 財産収入	3,310,000	1,731,156	52.3%	1,731,156	52.3%	100.0%	0	
	17 寄附金	104,035,000	83,557,136	80.3%	70,261,136	67.5%	84.1%	13,296,000	
	18 繰入金	273,963,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	19 繰越金	651,746,000	1,370,600,854	210.3%	1,370,600,854	210.3%	100.0%	0	
	20 諸収入	92,654,000	47,238,649	51.0%	28,891,406	31.2%	61.2%	18,347,243	
	21 町債	1,346,764,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	99 一時運用金	0	0	-	0	-	-	0	
合 計		8,591,459,000	4,946,343,294	57.6%	4,169,999,424	48.5%	84.3%	776,343,870	

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	調定額		収入済額			収入未済額	
			金額(B)	B/A	金額(C)	C/A	C/B	B-C	B-C
国民健康保険特別会計	01 国民健康保険税	219,006,000	191,086,487	87.3%	80,552,824	36.8%	42.2%	110,533,663	
	02 使用料及び手数料	150,000	150,000	100.0%	33,900	22.6%	22.6%	116,100	
	03 国庫支出金	1,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	04 県支出金	806,987,000	710,193,000	88.0%	387,378,000	48.0%	54.5%	322,815,000	
	05 財産収入	2,000	46	2.3%	46	2.3%	100.0%	0	
	06 繰入金	69,091,000	6,039,526	8.7%	6,039,526	8.7%	100.0%	0	
	07 繰越金	1,000	20,702,550	2070255.0%	20,702,550	2070255.0%	100.0%	0	
	08 諸収入	1,623,000	5,071,035	312.4%	5,071,035	312.4%	100.0%	0	
	合 計	1,096,861,000	933,242,644	85.1%	499,777,881	45.6%	53.6%	433,464,763	
介護保険特別会計	01 保険料	204,095,000	109,387,912	53.6%	99,878,847	48.9%	91.3%	9,509,065	
	02 使用料及び手数料	25,000	25,000	100.0%	6,700	26.8%	26.8%	18,300	
	03 国庫支出金	317,473,000	270,556,268	85.2%	149,863,000	47.2%	55.4%	120,693,268	
	04 支払基金交付金	306,866,000	325,229,388	106.0%	137,712,000	44.9%	42.3%	187,517,388	
	05 県支出金	163,753,000	140,167,600	85.6%	63,710,000	38.9%	45.5%	76,457,600	
	06 財産収入	1,000	537	53.7%	537	53.7%	100.0%	0	
	07 繰入金	177,185,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	08 繰越金	21,953,000	143,149,328	652.1%	143,149,328	652.1%	100.0%	0	
	09 諸収入	3,296,000	1,293,520	39.2%	1,293,520	39.2%	100.0%	0	
	合 計	1,194,647,000	989,809,553	82.9%	595,613,932	49.9%	60.2%	394,195,621	

〔表 1〕

一般会計・特別会計 歳入予算の執行状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	調定額		収入済額			収入未済額	
			金額(B)	B/A	金額(C)	C/A	C/B	B-C	B-C
簡易水道特別会計	01 使用料及び手数料	7,144,000	3,378,340	47.3%	2,865,430	40.1%	84.8%	512,910	512,910
	02 繰越金	220,000	325,000	147.7%	325,000	147.7%	100.0%	0	0
	03 町債	13,200,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	0
	合 計	20,564,000	3,703,340	18.0%	3,190,430	15.5%	86.2%	512,910	512,910
農業集落排水事業特別会計	01 分担金及び負担金	400,000	300,000	75.0%	300,000	75.0%	100.0%	0	0
	02 使用料及び手数料	25,689,000	13,554,010	52.8%	13,031,150	50.7%	96.1%	522,860	522,860
	03 県支出金	61,750,000	60,417,000	97.8%	12,767,000	20.7%	21.1%	47,650,000	47,650,000
	04 財産収入	3,000	62	2.1%	62	2.1%	100.0%	0	0
	05 繰入金	80,776,000	79,776,000	98.8%	79,776,000	98.8%	100.0%	0	0
	06 繰越金	101,000	10,556,072	10451.6%	10,556,072	10451.6%	100.0%	0	0
	07 諸収入	2,000	1,320	66.0%	1,320	66.0%	100.0%	0	0
	08 町債	141,800,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	0
	合 計	310,521,000	164,604,464	53.0%	116,431,604	37.5%	70.7%	48,172,860	48,172,860
後期高齢者医療特別会計	01 後期高齢者医療保険料	93,188,000	59,741,150	64.1%	42,045,800	45.1%	70.4%	17,695,350	17,695,350
	02 使用料及び手数料	1,000	15,000	1500.0%	2,200	220.0%	14.7%	12,800	12,800
	03 繰入金	39,394,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	0
	04 繰越金	700,000	473,581	67.7%	473,581	67.7%	100.0%	0	0
	05 諸収入	5,874,000	484,194	8.2%	3,800	0.1%	0.8%	480,394	480,394
	合 計	139,157,000	60,713,925	43.6%	42,525,381	30.6%	70.0%	18,188,544	18,188,544
特別会計 合計		2,761,750,000	2,152,073,926	77.9%	1,257,539,228	45.5%	58.4%	894,534,698	894,534,698
一般会計・特別会計 総計		11,353,209,000	7,098,417,220	62.5%	5,427,538,652	47.8%	76.5%	1,670,878,568	1,670,878,568

〔表2〕

一般会計・特別会計 歳出予算の執行状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	支出済額		執行未済額
			金額(B)	B/A	A-B
一般会計	01 議会費	72,213,000	35,601,004	49.3%	36,611,996
	02 総務費	1,366,084,000	384,564,582	28.2%	981,519,418
	03 民生費	1,209,535,000	528,669,258	43.7%	680,865,742
	04 衛生費	318,079,000	163,229,681	51.3%	154,849,319
	05 農林水産業費	448,510,000	72,124,293	16.1%	376,385,707
	06 商工費	585,126,000	449,119,614	76.8%	136,006,386
	07 土木費	1,017,987,000	243,441,078	23.9%	774,545,922
	08 消防費	206,393,000	112,133,919	54.3%	94,259,081
	09 教育費	407,579,000	171,883,457	42.2%	235,695,543
	10 災害復旧費	1,993,588,000	252,399,162	12.7%	1,741,188,838
	11 公債費	601,976,000	282,772,994	47.0%	319,203,006
	12 諸支出金	359,389,000	79,776,000	22.2%	279,613,000
	13 予備費	5,000,000	0	0.0%	5,000,000
合 計		8,591,459,000	2,775,715,042	32.3%	5,815,743,958
国民健康保険特別会計	01 総務費	5,923,000	2,034,095	34.3%	3,888,905
	02 保険給付費	794,646,000	331,424,678	41.7%	463,221,322
	03 国民健康保険事業費納付金	262,663,000	87,557,676	33.3%	175,105,324
	04 共同事業拠出金	1,000	0	0.0%	1,000
	05 財政安定基金拠出金	1,000	0	0.0%	1,000
	06 保健事業費	21,117,000	964,929	4.6%	20,152,071
	07 公債費	220,000	0	0.0%	220,000
	08 諸支出金	5,708,000	374,946	6.6%	5,333,054
	09 予備費	6,582,000	0	0.0%	6,582,000
合 計		1,096,861,000	422,356,324	38.5%	674,504,676

〔表 2〕

一般会計・特別会計 歳出予算の執行状況

令和 5 年 9 月 3 0 日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額 (A)	支出済額		執行未済額	
			金額 (B)	B / A	A - B	
介護保険特別会計	01 総務費	14,581,000	5,228,375	35.9%	9,352,625	
	02 保険給付費	1,100,070,000	393,339,797	35.8%	706,730,203	
	03 地域支援事業費	56,405,000	15,825,053	28.1%	40,579,947	
	04 諸支出金	381,000	264,580	69.4%	116,420	
	05 基金積立金	20,000,000	20,000,000	100.0%	0	
	06 公債費	210,000	0	0.0%	210,000	
	07 予備費	3,000,000	0	0.0%	3,000,000	
	合 計	1,194,647,000	434,657,805	36.4%	759,989,195	
簡易水道特別会計	01 総務費	20,564,000	278,216	1.4%	20,285,784	
	合 計	20,564,000	278,216	1.4%	20,285,784	
農業集落排水事業特別会計	01 総務費	215,011,000	35,298,251	16.4%	179,712,749	
	02 公債費	95,510,000	46,093,392	48.3%	49,416,608	
	合 計	310,521,000	81,391,643	26.2%	229,129,357	
後期高齢者医療特別会計	01 総務費	1,527,000	804,418	52.7%	722,582	
	02 後期高齢者医療広域連合納付金	131,222,000	28,331,100	21.6%	102,890,900	
	03 保健事業費	6,228,000	149,254	2.4%	6,078,746	
	04 諸支出金	180,000	156,700	87.1%	23,300	
	合 計	139,157,000	29,441,472	21.2%	109,715,528	
特別会計 合計		2,761,750,000	968,125,460	35.1%	1,793,624,540	
一般会計・特別会計 総計		11,353,209,000	3,743,840,502	33.0%	7,609,368,498	

〔表 3〕

企業会計 歳入予算の執行状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	調定額		収入済額			未収金額	
			金額(B)	B/A	金額(C)	C/A	C/B	B-C	
水道事業会計 (収益的收入)	01 水道事業収益	137,832,000	60,049,604	43.6%	58,188,954	42.2%	96.9%	1,860,650	
	合 計	137,832,000	60,049,604	43.6%	58,188,954	42.2%	96.9%	1,860,650	
水道事業会計 (資本的收入)	01 資本的收入	31,611,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	
	合 計	31,611,000	0	0.0%	0	0.0%	-	0	

〔表 4〕

企業会計 歳出予算の執行状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

会計別	科目	予算現額(A)	支出済額		執行未済額	
			金額(B)	B/A	A-B	
水道事業会計 (収益的支出)	01 水道事業費	143,055,000	20,423,033	14.3%	122,631,967	
	合 計	143,055,000	20,423,033	14.3%	122,631,967	
水道事業会計 (資本的支出)	01 資本的支出	202,589,000	61,801,647	30.5%	140,787,353	
	合 計	202,589,000	61,801,647	30.5%	140,787,353	

〔表5〕

一般会計 主な収入未済額

令和5年9月30日現在

(単位：円)

区 分			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度 徴収率	比較
町 税	町 民 税 (個 人)	過年度	5,356,802	787,106	0	4,569,696	14.7%	15.1%	△0.4P
		現年度	221,767,877	85,266,255	0	136,501,622	38.4%	39.6%	△1.2P
		小計	227,124,679	86,053,361	0	141,071,318	37.9%	39.0%	△1.1P
	町 民 税 (法 人)	過年度	1,090,100	51,900	0	1,038,200	4.8%	4.8%	0P
		現年度	20,897,600	19,990,400	0	907,200	95.7%	97.3%	△1.6P
		小計	21,987,700	20,042,300	0	1,945,400	91.2%	91.8%	△0.6P
	固 定 資 産 税	過年度	8,835,988	784,931	0	8,051,057	8.9%	21.8%	△12.9P
		現年度	341,609,600	210,550,800	0	131,058,800	61.6%	62.3%	△0.7P
		小計	350,445,588	211,335,731	0	139,109,857	60.3%	61.2%	△0.9P
	固定資産税国有資 産等所在市町村交 付金及び納付金	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	2,685,500	2,685,500	0	0	100.0%	100.0%	0P
		小計	2,685,500	2,685,500	0	0	100.0%	100.0%	0P
	軽自動車税 環境性能割	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	2,377,500	2,377,500	0	0	100.0%	100.0%	0P
		小計	2,377,500	2,377,500	0	0	100.0%	100.0%	0P
	軽自動車税 種別割	過年度	510,437	140,812	0	369,625	27.6%	20.6%	7.0P
		現年度	30,057,500	29,429,419	0	628,081	97.9%	98.3%	△0.4P
		小計	30,567,937	29,570,231	0	997,706	96.7%	97.1%	△0.4P
	たばこ税	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	27,749,792	27,740,620	0	9,172	99.9%	100.0%	△0.1P
		小計	27,749,792	27,740,620	0	9,172	99.9%	100.0%	△0.1P
	入湯税	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	7,044,450	7,044,450	0	0	100.0%	100.0%	0P
		小計	7,044,450	7,044,450	0	0	100.0%	100.0%	0P
分担金及び負担金	消 防 費 分 担 金	過年度	84,951	60,000	0	24,951	70.6%	29.3%	41.3P
		現年度	0	0	0	0	-	-	-
		小計	84,951	60,000	0	24,951	70.6%	29.3%	41.3P
	老人福祉費負担金 (老人ホーム入所者負担金)	過年度	148,500	0	0	148,500	0.0%	0.0%	0P
		現年度	2,334,096	2,212,196	0	121,900	94.8%	95.4%	△0.6P
		小計	2,482,596	2,212,196	0	270,400	89.1%	91.2%	△2.1P
	保 育 料 負 担 金 (保育利用料)	過年度	18,200	18,200	0	0	100.0%	100.0%	0P
		現年度	4,925,400	4,706,650	0	218,750	95.6%	99.7%	△4.1P
		小計	4,943,600	4,724,850	0	218,750	95.6%	99.7%	△4.1P
	副 食 費 担 金	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	2,020,500	1,944,000	0	76,500	96.2%	97.1%	△0.9P
		小計	2,020,500	1,944,000	0	76,500	96.2%	97.1%	△0.9P
	単 県 治 山 事 業 分 担 金	過年度	327,600	0	0	327,600	0.0%	0.0%	-
		現年度	250,000	250,000	0	0	100.0%	-	-
		小計	577,600	250,000	0	327,600	43.3%	0.0%	43.3P

〔表5〕

一般会計 主な収入未済額

令和5年9月30日現在

(単位：円)

区 分			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度 徴収率	比較
使用料及び手数料	光ファイバー 使 用 料	過年度	772,150	149,450	0	622,700	19.4%	21.2%	△1.8P
		現年度	41,600,000	20,416,550	0	21,183,450	49.1%	48.6%	0.5P
		小計	42,372,150	20,566,000	0	21,806,150	48.5%	48.1%	0.4P
	被災者支援住宅 使 用 料	過年度	610,000	125,000	0	485,000	20.5%	21.1%	△0.6P
		現年度	220,000	100,000	0	120,000	45.5%	0.0%	45.5P
		小計	830,000	225,000	0	605,000	27.1%	11.4%	15.7P
	地方改善施設 住 宅 使 用 料	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	16,800	15,300	0	1,500	91.1%	91.1%	0P
		小計	16,800	15,300	0	1,500	91.1%	91.1%	0P
	公 営 住 宅 公 使 用 料	過年度	18,661,155	615,000	0	18,046,155	3.3%	2.6%	0.7P
		現年度	28,251,000	24,977,100	0	3,273,900	88.4%	89.7%	△1.3P
		小計	46,912,155	25,592,100	0	21,320,055	54.6%	58.0%	△3.4P
	町 民 セ ン タ ー 使 用 料	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	386,420	327,300	0	59,120	84.7%	92.9%	△8.2P
		小計	386,420	327,300	0	59,120	84.7%	92.9%	△8.2P
	小 国 ド ー ム 使 用 料	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	198,000	160,800	0	37,200	81.2%	81.5%	△0.3P
		小計	198,000	160,800	0	37,200	81.2%	81.5%	△0.3P
	夜間照明施設等 使 用 料	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	334,300	291,000	0	43,300	87.0%	87.0%	0P
		小計	334,300	291,000	0	43,300	87.0%	87.0%	0P
諸収入	災害援護資金貸 付金元利収入	過年度	3,768,810	100,000	0	3,668,810	2.7%	3.0%	△0.3P
		現年度	0	0	0	0	-	-	-
		小計	3,768,810	100,000	0	3,668,810	2.7%	3.0%	△0.3P
	学 校 給 食 収 入	過年度	95,933	95,933	0	0	100.0%	100.0%	0P
		現年度	24,234,030	10,461,757	0	13,772,273	43.2%	44.6%	△1.4P
		小計	24,329,963	10,557,690	0	13,772,273	43.4%	44.7%	△1.3P
	中 学 校 寄 宿 舎 宿 泊 負 担 費	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	658,000	301,000	0	357,000	45.7%	42.9%	2.8P
		小計	658,000	301,000	0	357,000	45.7%	42.9%	2.8P
一般会計 合 計	過年度	40,280,626	2,928,332	0	37,352,294	7.3%	10.0%	△2.7P	
	現年度	759,618,365	451,248,597	0	308,369,768	59.4%	60.2%	△0.8P	
	合計	799,898,991	454,176,929	0	345,722,062	56.8%	57.8%	△1.0P	

〔表6〕

特別会計 主な収入未済額

令和5年9月30日現在

(単位：円)

区 分			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度 徴収率	比較
康国 保民 険健	国 民 健 康 保 険 税	過年度	19,227,987	2,485,924	0	16,742,063	12.9%	11.8%	1.1P
		現年度	171,858,500	78,066,900	0	93,791,600	45.4%	47.6%	△2.2P
		小計	191,086,487	80,552,824	0	110,533,663	42.2%	44.5%	△2.3P
保介 険護	介 護 保 険 料	過年度	2,350,592	247,347	0	2,103,245	10.5%	11.3%	△0.8P
		現年度	13,696,300	6,101,300	0	7,595,000	44.5%	47.0%	△2.5P
		小計	16,046,892	6,348,647	0	9,698,245	39.6%	41.1%	△1.5P
医高後 療期 者	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	過年度	405,290	55,700	0	349,590	13.7%	23.1%	△9.4P
		現年度	32,211,600	13,734,200	0	18,477,400	42.6%	36.0%	6.6P
		小計	32,616,890	13,789,900	0	18,826,990	42.3%	35.8%	6.5P
水簡 道易	水 道 使 用 料	過年度	0	0	0	0	-	-	-
		現年度	3,378,340	2,865,430	0	512,910	84.8%	86.8%	△2.0P
		小計	3,378,340	2,865,430	0	512,910	84.8%	86.8%	△2.0P
事落農 排業 業水集	使 用 料	過年度	417,910	193,650	0	224,260	46.3%	22.7%	23.6P
		現年度	13,093,100	12,805,000	0	288,100	97.8%	96.4%	1.4P
		小計	13,511,010	12,998,650	0	512,360	96.2%	93.6%	2.6P
特別会計 合 計		過年度	22,401,779	2,982,621	0	19,419,158	13.3%	12.2%	1.1P
		現年度	234,237,840	113,572,830	0	120,665,010	48.5%	49.5%	△1.0P
		合計	256,639,619	116,555,451	0	140,084,168	45.4%	46.6%	△1.2P

〔表7〕

企業会計（水道事業会計） 水道使用料収入状況

令和5年9月30日現在

(単位：円)

区 分			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度 徴収率	比較
業水 会道 計事	上 水 道 使 用 料	過年度	2,621,360	2,021,910	0	599,450	77.1%	63.3%	13.8P
		現年度	58,556,340	56,680,180	0	1,876,160	96.8%	96.9%	△0.1P
		小計	61,177,700	58,702,090	0	2,475,610	96.0%	95.6%	0.4P

令和5年9月30日現在

(単位：円)

区 分			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	徴収率	前年度 徴収率	比較
一般会計・特別会計 企業会計 合 計		過年度	65,303,765	7,932,863	0	57,370,902	12.1%	13.0%	△0.9P
		現年度	1,052,412,545	621,501,607	0	430,910,938	59.1%	59.8%	△0.7P
		合計	1,117,716,310	629,434,470	0	488,281,840	56.3%	57.3%	△1.0P

令和 5 年度
定期監査報告書

令和 6 年 2 月発行

小国町監査委員事務局
阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地 1
電話 (0967) 46-2119 (ダイヤルイン)